

平成 31(2019)年度協会けんぽ・健保組合・共済組合等の特定保健指導

(集合契約 B)

協会けんぽ・健保組合・共済組合等の保険者が実施する特定保健指導は、次のとおり代表保険者である公立学校共済組合山口支部と山口県医師会が契約し、県内統一して実施する。

実施主体 協会けんぽ・健保組合・共済組合等の医療保険者

代表保険者 公立学校共済組合山口支部

受託者 一般社団法人山口県医師会

実施機関 山口県医師会へ届出をした実施機関

特定保健指導内容表

特定保健指導	動機付け支援	支援形態		原則1回の面接による支援を実施する。支援形態は、1人20分以上の個別支援、または1グループおおむね80分以上のグループ支援(1グループはおおむね8名以下とする。)
		終了時評価の形態		面接あるいは通信等により実施する。
	積極的支援	初回時面接の形態		動機付け支援の支援形態と同様とする。
		3ヶ月以上の継続的な支援	実施ポイント数	「標準的な健診・保健指導プログラム」に定めるポイント数が、支援Aのみで180ポイント以上、または支援A(最低160ポイント以上)と支援Bの合計で180ポイント以上の支援を実施するものとする。
		主な実施形態		個別、グループ、電話、メール支援を効果的に活用して実施する。毎月1回以上の支援を3ヶ月以上実施する。
		終了時評価の形態		面接または通信等により実施する。

契約単価内訳書

区分		1人当たり委託料単価 (消費税込)		支払条件
		8%時	10%時	
特定保健指導※	動機付け支援	9,000 円	<u>9,167 円</u>	・面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の 8/10 を支払＊ ・残る 2/10 は実績評価終了後に支払
	積極的支援	28,000 円	<u>28,519 円</u>	・初回時の面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の 4/10 を支払＊ ・残る 6/10(内訳としては 3ヶ月以上の継続的な支援が 5/10、実績評価が 1/10)は実績評価終了後に支払 ・3ヶ月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の 5/10 に実施済みポイント数の割合を乗じた金額を支払

※ 特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により1円単位とする。

＊ 初回面接を分割して実施する際、やむを得ず初回分割面接 2 回目を実施できなかった場合で、実施機関が、対象者に初回分割面接 1 回目を実施する前に初回分割面接 2 回目を受けるように説明しており、かつ以下のいずれかに該当する場合には、実施機関は「初回未完了」として、全額費用請求ができることとする。

(実施機関の責により実施出来なかった場合は、費用請求できない。)

イ 初回分割面接 2 回目を実施する前に対象者が資格喪失した場合。

ロ 初回分割面接 2 回目を実施するために、電話や文書送付等の方法を用いて、対象者に複数回連絡を取ろうと試みたが、連絡がとれなかった場合。なお、実施した連絡等の事蹟は、「特定保健指導情報ファイル」の初回面接情報に記載すること。※必要に応じて、保険者(健保組合等)に連絡し、協力を求める。

ハ 初回分割面接 1 回目を実施後、電話等により対象者と連絡がとれたものの、対象者が初回分割面接 2 回目の実施を拒否した場合。なお、この場合であっても当該電話等において、行動計画を完成させる(初回分割面接 2 回目を終了させる)よう試みる。また、実施した連絡等の事蹟は、「特定保健指導情報ファイル」の初回面接情報に記載すること。

受診者自己負担額

各保険者によって異なる

協会けんぽ:保険者負担上限額 (動機付け:8,470 円、積極的支援:25,120 円)